

# 1 . 提案内容

<b>重点事項名</b>	地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化（重点番号：15）
<b>提案区分</b>	（区分）B 地方に対する規制緩和 （分野）11_その他
<b>提案市</b>	兵庫県神戸市
<b>求める措置の具体的内容</b>	地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動（自治会、NPO等）に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないこととすること若しくは明確化することを求める。
<b>具体的な支障事例</b> ○	<p>当市としては、働き盛りの世代の地域活動参加を促進する社会的風潮を醸成するため、まずは公務員が日常の地域活動に参画していく制度的基盤を構築することは有用と考えているが、地方公務員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」と規定されているところ、各地方公共団体が、それぞれの裁量で、地域社会に貢献する活動（自治会、NPO等）に従事することを事由とする特別休暇の創設を行いたい場合も、当該規定との関係で問題がないのかは必ずしも明確ではない。国家公務員の休暇制度における、いわゆる社会貢献活動休暇（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条、人事院規則15 - 14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第4号）は、被災地支援や介護施設等における活動への参加を要件としている。一方、（自治的・自主的な動機による活動であるとはいえ）地域社会への貢献として日常的に幅広い参画を期待される活動である自治会町内会活動が対象範囲となっていない。</p>
<b>制度改正による効果</b>	働き盛り世代の地域活動参加を促すことで、自治会、町内会役員のなり手不足解消につながる。
<b>根拠法令等</b>	地方公務員法第24条第4項、人事院規則15 - 14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（特別休暇）第22条 イ、ロ、ハ

## 2 . 根拠法令

### ○地方公務員法（抄）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

#### 第24条

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

### ○人事院規則15 - 14（職員の勤務時間、休日及び休暇）（抄）

（特別休暇）

第22条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日の範囲内の期間

イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事院が定めるものにおける活動

ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

### 3 . 神戸市内における地域団体の組織・主な活動内容

神戸市内では自治会の他、主に住民・地域団体・法人等により構成される多数の地域団体が、地域住民の生活の向上・安定のために活動。

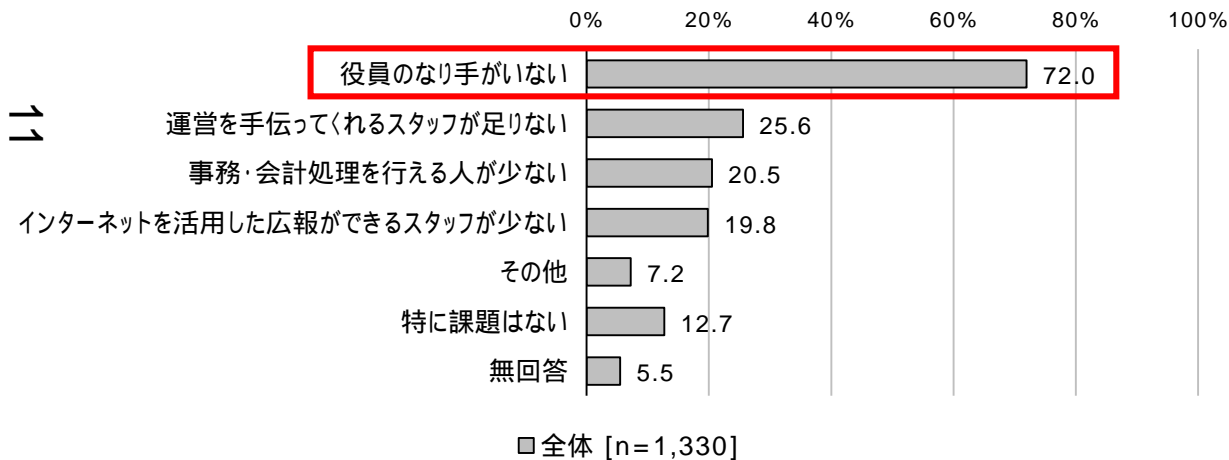
団体名	主な活動内容	団体（概算）
自治会	地域の生活環境維持や地域交流事業、情報伝達等	2,700団体
婦人会	生涯学習活動や募金活動、美緑化ボランティア	90団体
ふれあいのまちづくり協議会	地域福祉センターの管理と地域福祉・交流活動	194団体
→ 防災福祉コミュニティ	防災訓練などの自主防災活動	192団体
まちづくり協議会	まちづくり協定の締結等	87団体
単位地区民生委員児童委員協議会	住民の相談支援や地域福祉活動	175団体
青少年育成協議会	青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくり	153団体
老人クラブ	高齢者の生きがいと健康づくり、福祉増進	350団体
子ども会	子どもたちの心身の健やかな成長を促進	129団体
【参考】NPO法人	（法定業種）	740団体

## 4 . 自治会の例（活動上の課題）

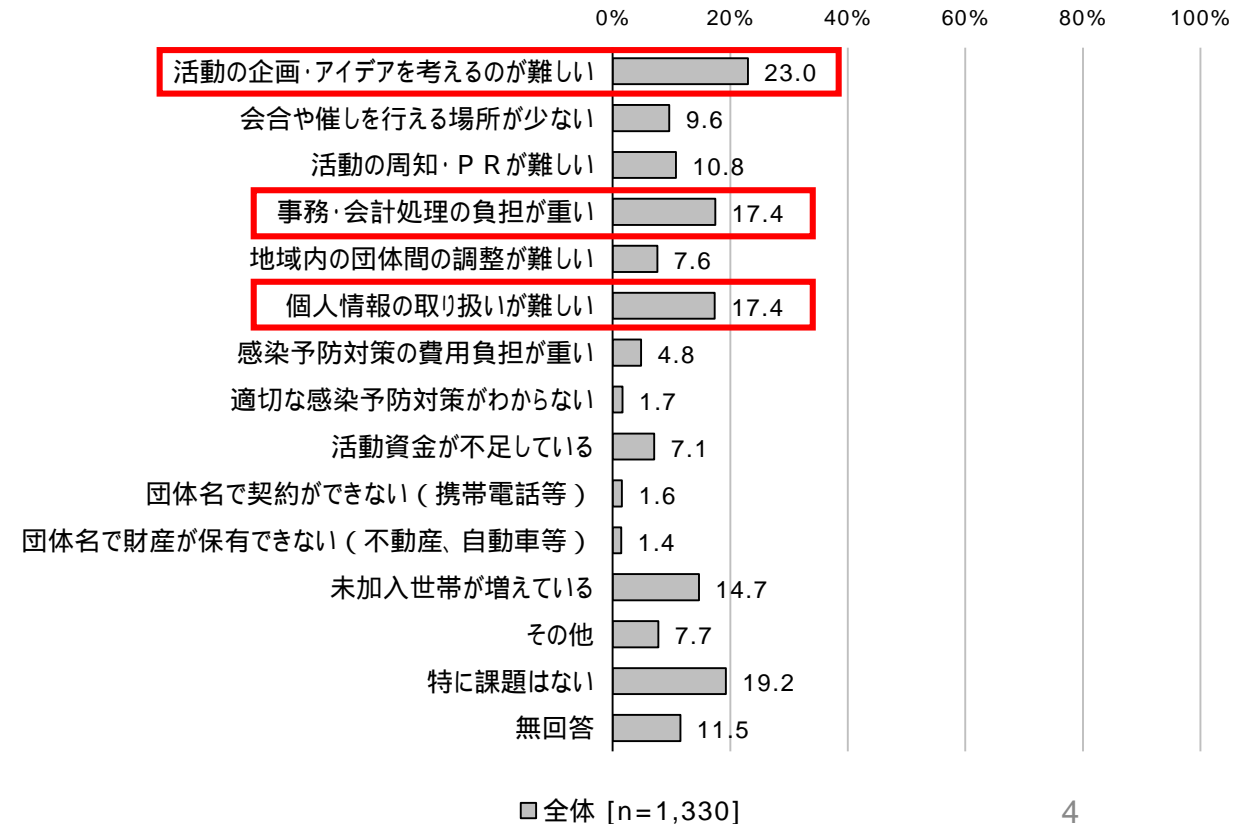
地域団体の中でも最多である自治会を例にとると、その課題感として「役員の担い手がいない」（70.2%）の他、活動企画・運営補助・事務処理・会計処理・広報活動を担うマンパワーやノウハウの不足を課題と考える自治会がそれぞれ2割程度ある。神戸市における他の地縁団体に対する調査結果においても、同様の結果であった。

多くの地方公共団体において同様の状況であると考えられるが、上記の課題は、いずれも行政職員の職務経験やノウハウが活用できる分野である。実際にも、市民の方々からその旨の要望をいただくことが多い。

活動を進めていくための課題（人材面・複数回答可）



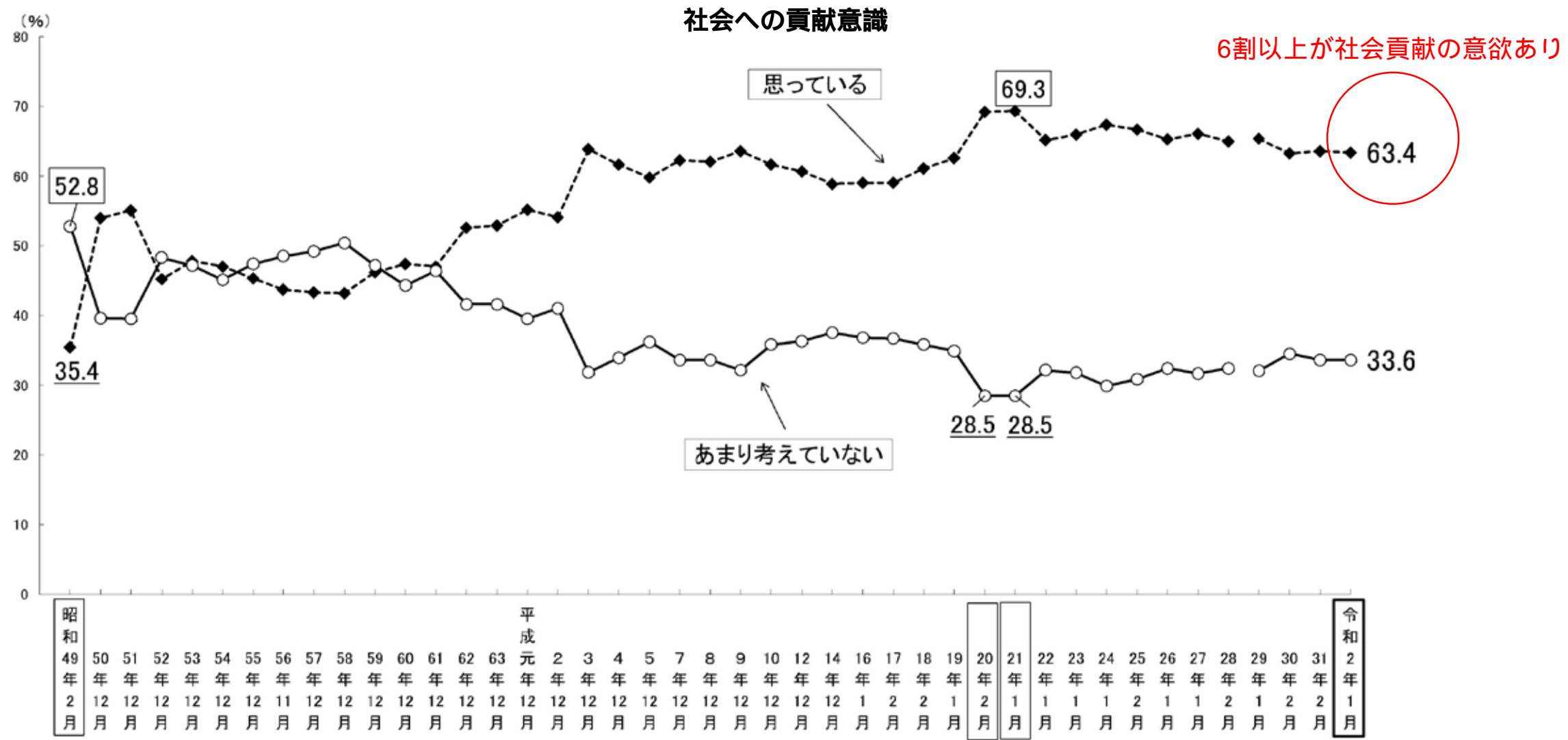
活動を進めていくための課題（運営面・複数回答可）



# 5 . 地域活動への参加に対する国民の意識

社会の人間関係の希薄化がいわれる中であっても、6割以上の国民（63.4%）が社会貢献の意識を持っている。その意識を行動につなげるきっかけづくりが必要。

12



内閣府：令和2年度「社会意識に関する世論調査」結果より

# 6 . 地域活動への参加に対する神戸市職員の意識

兵庫県立大学内平教授：地域コミュニティの新たな担い手としての公務員の可能性－神戸市職員アンケート調査結果の分析より－から抜粋

神戸市職員を対象とした調査結果によると、地域貢献活動の実施経験あり（27.1%）又は関心あり（36.1%）と回答した職員が全体の6割強（63.2%）と一定数存在。

その一方、活動しようと思わない理由として、活動先情報へのアクセスの困難さ（34.8%）を挙げる意見に次いで「仕事の疲労を回復したいから」（32.3%）との意見が多く、現役世代にとっての両立の体力的・時間的な困難さも明らかになった。社会貢献活動休暇の取得状況では、大規模災害発生時のボランティア活動以外の取得が極めて少ないのが現状。

表 14 「勤務時間外の地域貢献活動」×「地域貢献をしていない（しようと思わない）理由」アンケート調査結果

表 10 「勤務時間外の地域貢献活動」×「年代別」アンケート調査結果

総有効回答人数（n=2504）

13	行っている	過去に行っていた	行っていないが興味がある	興味がない	-----	年代別 総計 (割合)
10代			2 (0.1%)	3 (0.1%)		5 (0.2%)
20代	9 (0.4%)	17 (0.7%)	170 (6.8%)	204 (8.1%)		400 (15.9%)
30代	50 (1.9%)	35 (1.4%)	227 (9.1%)	229 (9.1%)	1 (0.04%)	542 (21.6%)
40代	113 (4.5%)	74 (2.9%)	217 (8.7%)	185 (7.4%)	2 (0.1%)	591 (23.6%)
50代	119 (4.8%)	152 (6.1%)	211 (8.4%)	237 (9.5%)	2 (0.1%)	721 (28.8%)
60代 ～	56 (2.2%)	52 (2.1%)	77 (3.1%)	60 (2.4%)		245 (9.8%)
総計 (割合)	347 (13.9%)	330 (13.2%)	904 (36.1%)	918 (36.7%)	5 (0.2%)	2504 (100%)

地域貢献活動に経験（27.1%）・又は関心(36.1%)あり

総有効回答人数（n=2504）

	過去に行っていた	行っていないが興味がある	興味がない	総計 (割合)
職員としての業務が多忙なため	1	309	220	538/2504 (21.5%)
仕事の疲労回復を行いたいため	5	383	410	809/2504 (32.3%)
趣味を優先したいため	5	309	371	695/2504 (27.8%)
育児や介護を行っているため	4	213	183	405/2504 (16.2%)
家族サービスを行うため	6	280	264	557/2504 (22.2%)
地域でどのような活動がされているのかわからないため	1	506	197	717/2504 (28.6%)
活動に参加しているメンバーに知人がおらず参加しにくい		363	146	519/2504 (20.7%)
地域貢献活動に興味がないため	1	4	201	207/2504 (8.3%)
その他	1	33	43	79/2504 (3.2%)
総計	23	2400	2085	2504

# 7. 神戸市退職者に対する地域貢献ボランティア登録制度

- 神戸市職員としての職務経験を退職後に市内の地域活動の場で活用することを促進するため、令和5年4月、当市退職者を対象とした地域貢献ボランティア登録制度を創設。
- 現在、地域協働局において、応募者の希望に応じた地域活動先を順次紹介。
- しかし、退職者では人数的に一定の限界もあり、現役職員に対しても並行して地域貢献ボランティア活動を促進していく必要がある。

14

退職者向け

令和5年4月1日

### 神戸市退職者を対象とした地域貢献ボランティア登録制度のご案内

令和5年度より、本市退職者の方（再任用職員・会計年度任用職員を含む）を対象に、地域からの依頼に応じて活動先を紹介する「**地域貢献ボランティア登録制度**」を開始しました。地域活動団体の方々の支援と併せて、退職者の皆さんが毎日をいきいきと過ごすきっかけづくりになればと考えておりますので、ぜひご協力ください。

◆ **地域でのボランティアに取り組むことで生まれる、3つのうれしいこと**

- 1 市役所勤務で長く培った知識や経験を活かす機会ができます！
- 2 人の役に立つことで、生きがいややりがいを感じられます！
- 3 新しい人との出会いやコミュニケーションが生まれます！

**神戸市内の地域活動団体をお手伝いする  
地域貢献ボランティア、ぜひご登録をお願いします！**

◆ **制度概要**

**【地域でのボランティア活動例】**

- ・事務・会計支援（総会の書類作成、予算書・決算書の作成等）
- ・助成金申請書類作成支援（実績報告書・申請書類の作成等）
- ・広報活動支援（チラシ作成、ホームページの更新等）
- ・地域活動団体の実施するイベントの開催支援（行政への申請手続き、当日の準備手伝い等）

**【活動までの流れ】 ※令和5年4月3日（月）より、受付を開始いたします！**

- ① **登録申請**  
担当課（裏面参照）宛てに、①氏名、②電話番号、③メールアドレスをお送りください。メール受理後、登録に必要な項目について担当課よりご連絡いたしますので、必須項目を記載してご返信ください。  
（※）迷惑メール対策やドメイン指定受信等を設定している方は、当課からのメールが届かないことがありますので、連絡が受信されますよう、[community@office.city.kobe.lg.jp](mailto:community@office.city.kobe.lg.jp) のご登録をお願いします。
- ② **団体紹介**  
ご登録頂いた方には、地域団体からのボランティア募集情報を随時メールでお届けします。興味がある活動にご応募ください。
- ③ **活動参加**  
依頼内容に基づき、ボランティアとして活動を行っていただきます。

**【その他】**

- ・無償ボランティアを前提としていますが、受入れ団体により条件は異なります。

地域団体向け

### 神戸市内の地域活動団体の一例

**自治会・町内会**

**【活動内容】**  
地域の清掃や防災・防犯活動、夏祭り等、社会をよりよくするために、様々な分野の社会貢献活動に取り組む。  
**【こんな人におすすめ】**  
・「地域づくりの助けをしたい」  
・「近所知り合い・仲間がほしい」  
**【活動について知りたいとき】**  
地域協働局地域活性課（TEL: 下記参照）

**NPO・ボランティア**

**【活動内容】**  
社会をよりよくするために、様々な分野の社会貢献活動に取り組む。  
**【こんな人におすすめ】**  
・「環境等、特定のテーマで活動したい」  
・「市内の幅広いエリアで活動したい」  
**【活動について知りたいとき】**  
地域協働局地域活性課（TEL: 下記参照）

**ふれあいのまちづくり協議会**

**【活動内容】**  
ふれあい喫茶などの高齢者福祉事業や多世代交流事業などを実施。  
**【こんな人におすすめ】**  
・「地域の集いの場づくりに関わりたい」  
・「まちづくり関係部局で勤務していた」  
**【活動について知りたいとき】**  
地域協働局地域活性課（TEL: 下記参照）

**防災福祉コミュニティ**

**【活動内容】**  
地域の安全・安心のため、防災訓練や研修等の防災活動に取り組む。  
**【こんな人におすすめ】**  
・「防災の知識や技術を身につけたい」  
・「地域の安全・安心に貢献したい」  
**【活動について知りたいとき】**  
消防局予防課（TEL: 078-322-5754）

◆ **地域活動に関するホームページ「マチカツ」のご案内**

地域活動やボランティアに関する講座情報等を幅広く掲載しておりますので、ぜひご覧ください！

神戸市 マチカツ

[URL] <https://www.kobe-machikatsu.jp/>  
(ホームページはこちらから)

◆ **問合せ窓口**

【担当課】 神戸市地域協働局地域活性課  
【電話番号】 078-322-6492 【FAX】 078-322-6133  
【メールアドレス】 [community@office.city.kobe.lg.jp](mailto:community@office.city.kobe.lg.jp)

～地域には、あなたにできることを待っている人がいます～

## 神戸市退職者ボランティアが 地域活動をサポートします！

神戸市退職者を対象とした地域貢献ボランティア登録制度って？

令和5年度より、本市退職者の方（再任用職員・会計年度任用職員を含む）を対象に、地域からの依頼に応じて活動先を紹介する「**地域貢献ボランティア登録制度**」を開始しました。市役所勤務で培った知識や経験を活かして、地域活動団体のみなさんをサポートします。  
※対象、登録対象者を拡大する可能性があります

サポート内容例

- ・広報活動（チラシ作成、ホームページの更新等）
- ・事務、会計（総会の書類、予算書・決算書の作成等）
- ・助成金申請書類作成（実績報告書・申請書類の作成等）
- ・地域活動団体の実施するイベントの開催支援（行政への申請手続き、当日の準備手伝い等）

ボランティアを求める地域活動団体を募集します！

登録申請から活動までの流れ

- ① **ボランティア募集団体として登録申請**  
①一定の必須項目を記載のうえ、下記メールアドレス宛にご連絡ください。  
**【必須項目】** ①団体名 ②申請者名（ふりがな） ③団体住所（住所） ④電話番号 ⑤メールアドレス ⑥マナーとしてほしい活動内容
- ② **ボランティア希望者とマッチング**  
ボランティアとして活動希望の方に、地域活動団体のボランティア募集情報をお知らせし、参加の意向があれば、マッチングが成立した旨をご連絡します。参加の意向がなく、マッチングが成立しない場合もあります
- ③ **実際に活動へボランティアが参加**  
マナー内容についてボランティアの方と連絡調整しながら、活動を始めてください。

**【お問い合わせ】**  
神戸市地域協働局地域活性課（16番-11）  
TEL: 078-322-6492 Mail: [community@office.city.kobe.lg.jp](mailto:community@office.city.kobe.lg.jp)

## 8 . まとめ

自治会に代表される地域団体では、担い手の減少・高齢化が顕著に進行。一方で、国民全体・職員とも地域貢献ボランティア活動への意欲は高く（6割以上）、これを実際の活動につなげる仕組みがあれば、地域活動における担い手不足に対しても一定の効果があるだけでなく、職員の意識変革にも寄与するものと想定。今後、特別休暇（の新設又は既存の特別休暇の拡大）を検討する場合に、このような地方自治体の実情に合わせた要件を柔軟に設定する必要がある。

<sup>15</sup>その際、国家公務員における特別休暇制度の内容・要件と異なることとなるが、地方自治体の実態にあった制度とすることが肝要であることから、地方公務員法第24条第4項（勤務条件における国と地方の均衡）との関係で、地方自治体の裁量が尊重されることを求めるもの。